

## 【参考資料】用語の説明

雨水出水	雨水渠施設からあふれ出る水のこと。
雨水渠施設	都市部に降った雨水を適切に河川へ排水するための施設。
想定最大規模降雨	想定しうる最大規模の雨（※滋賀県は147mm/h）のこと。 水防法第15条第1項に規定。
氾濫型の内水氾濫	雨水渠施設そのものから水があふれ出すことによる氾濫のこと。
湛水型の内水氾濫	雨水渠施設の放流先の河川（琵琶湖など）の水位上昇により、放流先に水が流せなくなることによる氾濫のこと。
浸水シミュレーション	一定の条件の降雨があると仮定して、その排水区の地形や水路特性を反映した流出・氾濫現象を解析すること。
洪水浸水想定区域	一級河川（※大津市の場合）が想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域のこと。一級河川の管理者である滋賀県が作成しています。 水防法第14条に規定。
水害ハザードマップ	洪水、雨水出水などの浸水想定区域を基に、浸水情報と避難方法等に係る情報を市民にわかりやすく示したもの。 水防法第15条第3項に基づき作成義務があります。

## 【参考資料】用語の説明

水防法第14条の2	<p>(雨水出水浸水想定区域)</p> <p>第十四条の二</p> <p>第2項 ※第1項は都道府県による指定の規定</p> <p>市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、<b>想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合</b>又は当該排水施設(第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から<b>河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定する</b>ものとする。</p> <p>第3項</p> <p>前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。</p> <p>第4項</p> <p>都道府県知事又は市町村長は、第一項又は<b>第二項の規定による指定をしたときは</b>、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を<b>公表する</b>とともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。</p>
水防法施行規則 第5条	<p>第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 指定の区域</li> <li>二 浸水した場合に想定される水深</li> <li>三 浸水継続時間</li> </ol>

**水防法第15条  
第1項**

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)  
前略～ 雨水出水浸水想定区域の指定 ～略～ があつたときは、地域防災計画において、～略～、雨水出水浸水想定区域 ～略～ に、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 イ 略
  - ロ 要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

**水防法第15条  
第3項**

第3項  
浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。